



関西電力は十日、大津地裁による高浜原発3、4号機（福井県高浜町）の運転差し止め仮処分決定を受け、稼働中の3号機の原子炉を停止する作業を始めた。原子炉の出力を下げ、同日午後八時ころ停止する予定だ。稼働している原発が司法判断で止まるのは初めて。—関連2・3面

高浜3号機停止着手

東京新聞
夕刊

仮処分受け 出力下げ

高浜原発3、4号機 関西電力が福井県高浜町に所有する原発。加圧水型軽水炉（PWR）で出力87万瓩。1985年に商業運転を始めた。避難計画策定が必要な半径30km圏に福井県のほか、滋賀県や京都府の一部を含むが、再稼働に先立つ地元同意手続きは福井県と高浜町が対象だった。2基とも今年1~2月に再稼働した。その後、4号機は原子炉が緊急停止し冷温停止状態となった。



東京電力福島第一原発事故から十一年で五年を迎える中、安倍政権の再稼働推進方針に司法が待ったをかけた格好だ。菅義偉官房長官は十日の記者会見で、原子力規制委員会の新規制基準を見直す必要性について

「今のところない」と述べた。自社の電源構成で原発のための割合が高い関電にとり、電力自由化を控え大きな打撃となった。

3号機は一月二十九日に再稼働したばかりで、「力」申し立てを認め、3、4号機

大津地裁は九日、福島第一原発事故の原因究明が進んでおり、関電の過酷事故対策や耐震基準策定に問題があると認定。高浜原発半径約七十キロまでの範囲に居住する滋賀県の住民の

電所内で所員に「停止操作では、安全最優先で毅然と作業してほしい」と訓示した。仮処分の決定をめぐり、関電は速やかに異議を申し立てて不服を

月余りで再び停止する。4

号機は二月二十六日に再稼働したが、発送電開始の作業中に二十九日に原子炉が緊急停止するトラブルがあり、既に冷温停止の状態になっている。

な

関電は再稼働の仮処分決定は、国の燃料サイクル政策の一翼を担う「ブルサーマル発電」にも影響を与える。新規制基準下で初めてのブルサーマル発でも拡大を画策した政府と電力業界の見込みは大きく外れるうことになる。

ブルサーマルは、使用済み核燃料を再処理して取り出したブルトウムとウランを使った混合酸化物（MOX）燃料を一般の原発で燃やす。本来の使用先だった高速増殖炉が、廃熱炉「もんじゅ」の代替策として始まった。

電力業界は二〇一五年度までに全国の十六~十八基で導入する目標だったが、東京電力福島第一原

ブルサーマルも足止め

発事故前でも実施は高浜原発、四国電力伊方原発（愛媛県）、九州電力玄海原発（佐賀県）、福島第一の四基のみ。現状では高浜の二基以外は、既に審査に適合して今夏以降の再稼働が見込まれる伊方3号機で予定されているだけ。経済産業省は審査中の原発も含めて計十基程度での実施を見込むが、六~八基足りない計算だ。

日本は非核保有国で唯一、再処理を行なう燃料サイクルを進めてきたが、核爆弾六千発に相当する約四百八つのブルトウムを抱えるながら使い道がない、核不拡散の観点から国際的な懸念を招いている。林幹雄経産相は、仮処分が出る直前の九日午前衆院経産委員会で「短期的に解決するものではなく、中長期的な対応が必要だ」と強弁したが、核燃サイクルの将来像はますます見通せない。

の運転を差し止めた。3号機は原子炉の出力を5%以下まで降下せながら、核分裂反応を抑えるために三

十二本の制御棒を挿入。二

次冷却水の温度も下げる。

作業開始に先立ち、関電

の豊松秀巳副社長は高浜発

電所内での停止操作

では、安全最優先で毅然と

作業してほしい」と訓示し

た。仮処分の決定をめぐ

り、関電は速やかに異議を

申し立てて不服を

申し立てて認めた。